

各務原市土地区画整理事業助成要綱

(平成11年11月22日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、土地区画整理法（昭和29年法律119号。以下「法」とする。）第3条第1項及び第2項に規定する土地区画整理事業（以下「事業」という。）を施行する者（施行しようとする者を含む。以下同じ。）に対し助成することにより、公共施設の整備及び健全な市街地の造成を促進し、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この要綱において助成を受けることのできる者は、次に掲げる者で、市長が適当であると認めた者とする。

- (1) 法第3条第1項に規定する数人共同で事業を施行する者及び所有権又は借地権を有する数人の者の同意を得て事業を施行する者
- (2) 法第3条第2項に規定する事業を施行する土地区画整理組合又は土地区画整理組合を設立しようとする者

(助成の対象)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる助成を行うことができる。

- (1) 事業施行準備のための調査、設計、測量及び認可申請手続に要する事務
- (2) 事業施行に伴う事務指導及び技術援助
- (3) 事業の施行に要する経費のうち、次条に定める経費に対する補助金
- (4) その他市長が必要と求めるもの

(補助金)

第4条 前条第3号の補助金は、総事業費から事務費、借入金利子及び償還金を除いた事業費の20パーセント以内とする。ただし、国庫補助事業、県補助事業又は公共施設管理者負担金の対象とされたときは、その額を控除した事業費とする。

2 前項の規定による補助金は、事業の進捗状況により予算の範囲内で分割交付することができる。

(助成の申請)

第5条 第3条第1号に掲げる助成を受けようとする者は、土地区画整理助成申請書（別記様式）に次の関係書類を添付して申請をするものとする。

- (1) 事業施行予定区域図（縮尺1,000分の1）

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第6条 第3条第3号の補助金の交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年7月各務原市規則第34号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月16日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別記様式

年 月 日

(宛先) 各務原市長

住 所
氏 名

土地区画整理助成申請書

下記区域において、土地区画整理法第3条 第1項・第2項 の規定による土地区画整理事業を施行するに当たり、各務原土地区画整理事業助成要綱第3条第1号に掲げる助成を受けたいので、同要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 施行地区の予定区域
- 2 施行地区の面積及び施行者数若しくは組合員数
- 3 添付書類
 - (1) 申請者一覧 1 通
 - (2) 事業施行予定区域図 1 通